

# 平成27年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成27年12月2日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	平成27年11月20日
件 名	「自治基本条例検証会議」において示された「市民の意見」に基づき、自治基本条例の改正または自治基本条例逐条解説の改定を求める請願		
提 出 者	林 大二郎		
紹介議員	白 山 松 美		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>自治基本条例（以下、「本条例」という。）第26条の規定に基づき、平成26年7月15日から平成27年3月18日にかけて計7回開催された市民参加による自治基本条例検証会議（以下、「検証会議」という。）においては、自治基本条例の成立過程や内容およびその意義等に関して活発で有意義な議論が交わされました。</p> <p>この自治基本条例検証会議において、本条例の条文内容と企画政策課作成の自治基本条例逐条解説（以下、「逐条解説」という。）の内容について、意味があやふやであったり不明瞭であったりして誤解や法律違反を招く危険が大きいと多くの検証会議参加者が問題ありと指摘し、合理的に判断して条文や逐条解説の改定が必要であるとした部分が複数確認されました。</p> <p>議会におかれましては、検証会議で示された市民の意見を検討していただき、当該会議において問題が指摘された部分について、議会における本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますようお願いいたします。</p>		
	<p><b>請願事項</b></p> <p>1 自治基本条例第2条について、検証会議における市民の意見と市の見解を反映させ、自治基本条例が法規として他の条例との上下関係を規律するものではないということが平明に理解できる条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>2 自治基本条例第3条（3）「市民参加」について、検証会議における市民の意見を反映させ、「市民参加」の権利を幅広い「市民」に保障することが、憲法と公職選挙法及び地方自治法に定められている有権者の「参政権（被選挙権、選挙権及び直接請求権のうち有権者にのみ認められるもの）」の侵害をひきおこすことを防ぐため、「市民参加」の意味（参政権ではないこと）や範囲を明確に示す内容の条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますようお願いいたします。</p>		